

高齢者虐待の現状と防止に向けて

令和7年3月17日
令和6年度地域密着型サービス事業者
集団指導資料

高齢者虐待の現状と防止に向けて

～本人の尊厳を守るために～

米沢市 健康福祉部
高齢福祉課

1. 高齢者虐待防止法の概要について

高齢者虐待とは・・・

『**高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること**』

- ・虐待を判断する際、虐待をおこなっている養護者や虐待を受けている高齢者がその行為を虐待として捉えているかどうかという「**虐待の自覚**」は問いません。
- ・客観的事実を捉えて、虐待の判断がおこなわれます。

高齢者虐待防止法による定義

「高齢者」・・・65歳以上の者 ※障害者虐待防止法が平成24年10月1日から施行され、養介護施設に入所し又は養介護事業を利用する65歳未満の者についても、高齢者虐待防止法の規定が適用される場合あり

高齢者虐待

養護者による高齢者虐待（家庭における高齢者虐待）

養護者・・・高齢者を現に養護するもので養介護施設従事者等以外の者
虐待行為（5類型）

- ①身体的虐待
- ②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）
- ③心理的虐待
- ④性的虐待
- ⑤経済的虐待

養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法、介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う上記①～⑤の行為。

【老人福祉法の施設・事業】

老人福祉施設、有料老人ホーム、老人居宅生活支援事業

【介護保険法の施設・事業】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、
地域密着型介護老人福祉施設、地域包括支援センター、居宅サービス事業、
地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、
地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

II. 高齢者虐待の状況（全国・山形県）

II-1 全国の高齢者虐待の状況について

(参考：令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況に関する調査結果)

【養介護施設従事者等の集計件数（全国）】 ※市町村が相談・通報を受理した件数

(1) 相談・通報件数：**3,441件**（646件増加） →虐待判断件数：**1,123件**（267件増加）

(2) 相談・通報者：**3,917人**

→当該施設職員 **1,125人**（28.7%）、当該施設管理者等 **654人**（16.7%）、
家族・親族 **595人**（15.2%）

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は
相談・通報件数 3,441件と一致しない。

相談・通報、虐待判断件数ともに年々増加傾向にある。

- (3) 虐待の種別：身体的虐待 **1,198人** (51.3%)、心理的虐待 **568人** (24.3%)、
介護等放棄 **521人** (22.3%)、経済的虐待 **424人** (18.2%)、
性的虐待 **63人** (2.7%)

※被虐待高齢者が特定できなかった74件を除く、1,049件における被虐待者の総数2,335人に対する集計（複数回答）。ただし、1人の被虐待高齢者に対し複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数2,335人と一致しない。

- (4) 虐待に該当する身体拘束の有無
身体拘束あり **598人** (25.6%) 身体拘束なし **1,737人** (74.4%)

- (5) 施設の種別：特別養護老人ホーム **352件** (31.3%)、有料老人ホーム **315件** (28%)、
認知症対応型共同生活介護 **156件** (13.9%)

(6) 被虐待者について

- ・性別：男性 **637人** (27.3%)、女性 **1,673人** (71.6%)
- ・年齢：90～94歳 **512人** (21.9%)、85～89歳 **497人** (21.3%)、80～84歳 **364人** (15.6%)
- ・要介護認定：要介護4：**658人** (28.2%)、要介護3：**528人** (22.6%)、要介護5：**442** (18.9%)

(7) 虐待者について ※特定された虐待者：1,351人 ※性別、年齢は「不明」を除く。

- ・性別：男性 **736人** (54.5%)、女性 **601人** (44.5%)
- ・年齢：40～49歳 **206人** (15.2%)、60歳以上 **205人** (15.2%)、50～59歳 **204人** (15.1%)
- ・職種：介護職 **1,119人** (82.8%)、看護職 **76人** (5.6%)、施設長 **46人** (3.4%)

(8) 虐待の発生要因 ※1,123件に対するもの。※複数回答

- 職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足：**867件** (77.2%)
- 職員のストレス・感情コントロール：**763件** (23.0%)
- 職員の倫理観・理念の欠如：**750件** (66.8%)
- 職員の性格や資質の問題：**749件** (66.7%)
- 職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足：**714件** (63.6%)

II-2 山形県の高齢者虐待の状況について

(参考：山形県高齢者支援課「令和5年度の高齢者虐待の状況について」公表資料)

1 養介護施設等（※1）における従事者による高齢者虐待の傾向（山形県）

※1 介護保険法、老人福祉法に規定する施設・事業所。

令和5年度の件数は5件で、前年度より4件増加した。

(1) 虐待と認定した件数及び人数

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
件数	2件	4件	1件	1件	0件	3件	4件	2件	1件	5件
人数	2人	8人	1人	1人	0人	3人	6人	3人	13人	8人

(2) 虐待の概要 (5件)

区 分		ケース1	ケース2	ケース3
施設等の種別		特別養護老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム
虐待の種別		身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待
被虐待者	人数	女性4人	女性1人	男性1人
	要介護度	要介護4～5	要介護4	要介護4
	年齢別	80～94歳	80～84歳	80～84歳
虐待者	人数	男性2人	男性1人	男性1人
	職種	介護職員	介護職員	介護職員
市町村・県が行った対応		施設への指導及び改善状況の確認	施設への指導及び改善状況の確認	施設への指導及び改善状況の確認
区 分		ケース4	ケース5	
施設等の種別		住宅型有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム及び併設通所介護	
虐待の種別		身体的虐待	身体的虐待、介護等放棄、心理的虐待	
被虐待者	人数	男性1人	女性1人	
	要介護度	要介護2	要介護1	
	年齢別	70～74歳	85～89歳	
虐待者	人数	男性1人	女性1人	
	職種	介護職員	介護職員	
市町村・県が行った対応		施設への指導及び改善状況の確認	施設への指導及び改善状況の確認	

◆高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）第25条の規定により、要介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等について、県は、毎年度公表することとされています。

2 家庭における養護者（※2）による高齢者虐待の傾向（山形県）

※2 高齢者の世話をしている家族・親族など

（1）虐待件数の推移

- ・令和5年度の件数は**167件**で、前年度より**55件**増加。

（2）虐待の種別

身体的虐待（78.9%） > **心理的虐待（33.7%）** > 介護等放棄（11.4%） > 経済的虐待（9.1%）

（3）被虐待者の特徴

- ・多くは、**女性**（全国：75.6%、山形県：**74.9%**）
- ・**75歳以上の後期高齢者が大半（71.4%）**を占める
- ・介護認定者は、**約49%**
- ・介護認定者の**96%が認知症**（自立度Ⅱが最も多い）



(4) 虐待者、家族の状況

- ・虐待者は、**実の息子が最多 (39.5%)**。次いで、**夫 (28.2%)**、**娘 (16.4%)**。
- ・年齢は、**50代以上**が多い。
- ・虐待者と同居する者が多く、「虐待者とのみ同居」と「虐待者及び他家族との同居」を合わせると、全体の約94%を占める。

(5) 相談・通報者について

- ・**ケアマネジャー・介護保険事業所職員 (25.4%)**、警察 (29%) からの相談・通報が多い。

(6) 虐待への対応について

- ・被虐待高齢者の保護のため、**虐待者からの分離を行った人数が50人 (28.5%)**
→介護保険施設への契約入所 (16人)、老人福祉法による措置入所 (13人)、
医療機関への一時入院 (3人) など。



養介護施設従事者等における虐待対応ながれ

①相談・通報・届出

本人、所属する施設、施設職員、元職員、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、市町村窓口、相談機関等による



②事実確認の方法等の検討

通報受理後、市町村コアメンバー会議により相談の内容を踏まえ、事実確認の方法等を検討



③事実確認

虐待を行った職員や当該施設の管理者、その他職員への聴き取りを行う。



④虐待対応ケース会議

- ・虐待の事実についての確認、緊急性の判断
- ・養介護施設等への対応方針等の協議



⑤虐待への対応

- ・高齢者本人や養介護施設等への対応
- ・必要に応じて、老人福祉法または介護保険法に基づく権限の適切な行使



⑥県への報告

養介護施設従事者等による高齢者虐待が確認された場合、県に報告する。



⑦再発防止策の確認

虐待防止改善計画内の再発防止策が適切に組み込まれているか確認していく。

III. 高齢者虐待を考えるための視点

高齢者虐待を考えるための2つの視点

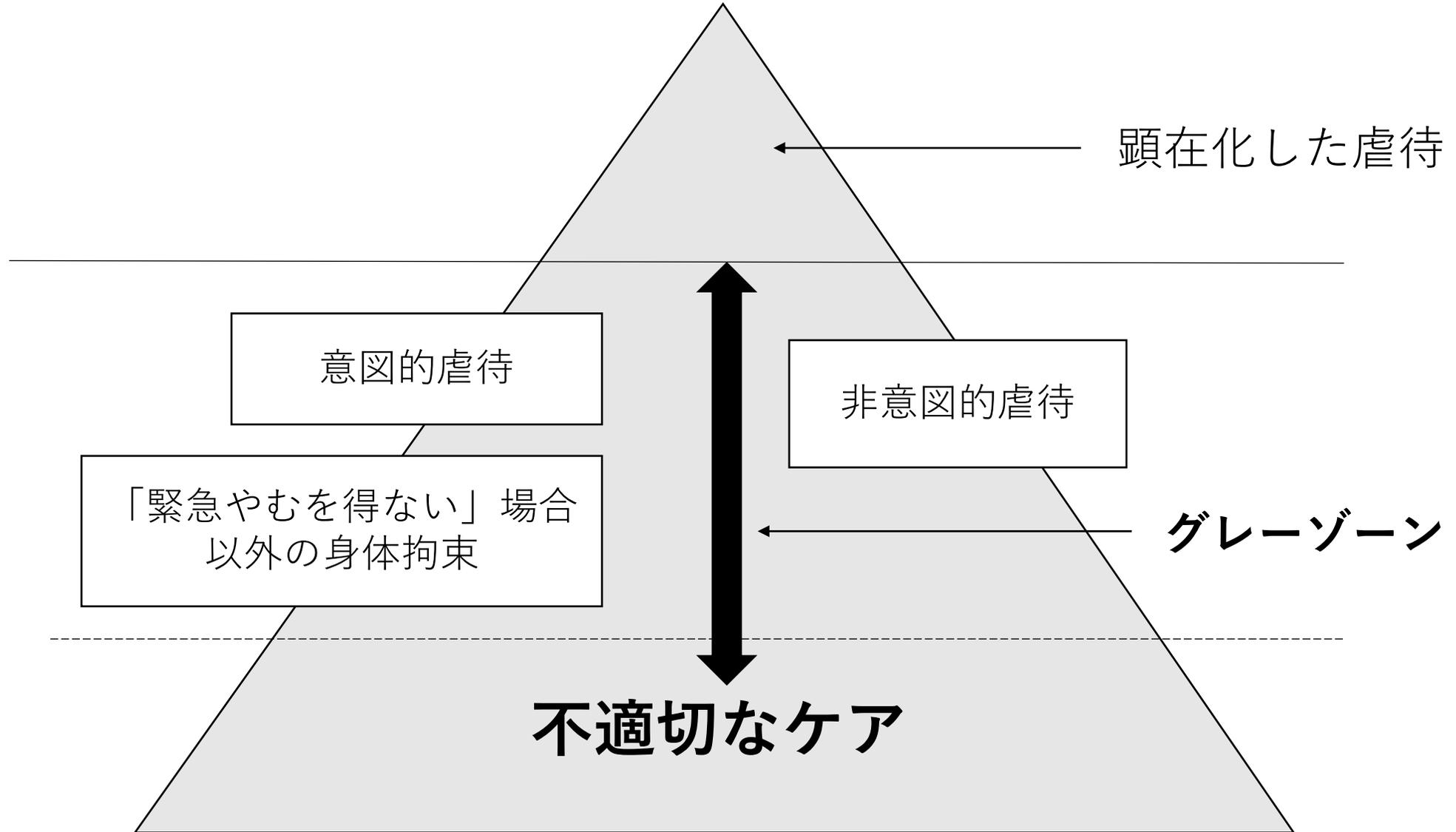
①顕在化した虐待以外にも、気づかれていない虐待がある

- ・ 意図的な虐待だが、表面化していないもの（意図的虐待）
- ・ 結果的に虐待を行ってしまっているもの（非意図的虐待）
- ・ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束

②明確に「虐待である」と判断できる行為の周辺には、判断に迷う「グレーゾーン」が存在する

- ・ 「虐待である」とは言い切れないが、「不適切なケア」

「不適切なケア」を底辺とする高齢者虐待の概念図



IV.高齡者虐待の要因・背景と 予防のポイント

< 高齢者虐待が発生する背景要因として考えられること >

- ① **組織運営**に課題はないか
- ② **チームケア**は上手くいっているか
- ③ **提供するケア**に課題はないか
- ④ 必要な**倫理**や守るべき**法令**を理解しているか
- ⑤ **組織の在り方**を変えにくい雰囲気はないか

VI.早期発見に向けて

「高齢者虐待の早期発見等」

高齢者虐待防止法（第5条）

養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、**高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。**

「養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等」

高齢者虐待防止法（第21条）

養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において**業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。**

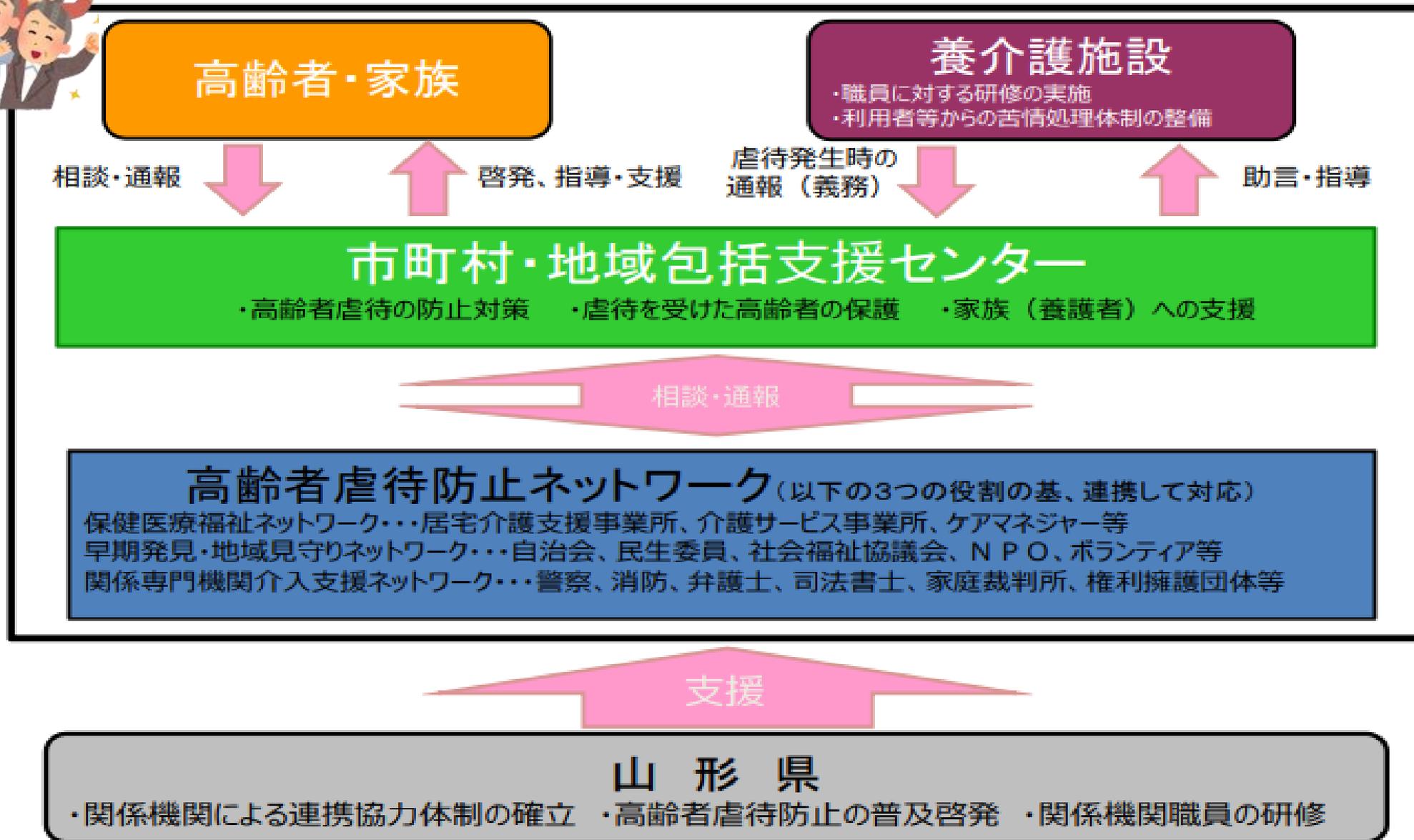
最後に、みなさんをお願いしたいこと・・・

「まずは、ご一報ください」

もし、利用者の尊厳を侵す虐待が起こった場合には、早期に気づき通報する義務が、法によって定められています。利用者の尊厳を護るためにも、ご一報ください。情報提供者の個人情報を守られます。



高齢者虐待防止の取り組みのイメージ図



【参考：山形県高齢者支援課（令和5年度の高齢者虐待防止法の概要等について）公表資料】